

令和 2 年度愛媛地方最低賃金審議会
第 3 回愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 2 年 10 月 16 日（金）午前 10 時 00 分～午後 0 時 00 分		
場所	松山若草合同庁舎共用会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
主要議題	1 金額審議		
議事要旨			
本会議は 公開・非公開			
1 金額審議を行った。その中で労働者側からは、総務省が実施している「家計調査」等に基づき、人事院が算定した松山市の一人世帯標準生計費 133,900 円を連合目安の月 164 時間勤務で算定した金額を根拠とし、第 2 回金額提示として、時間額 816 円、引上げ額 10 円、引上げ率 1.24%を提示した。			
使用者側からは、最近発表された百貨店の決算状況は、営業利益が 30%以上悪化しているうえに、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることで、人件費をはじめとする固定費の負担が増加している。百貨店、G M S 各社は、販売促進費を抑えているほか、生き残るために様々な努力をして持ちこたえている。いずれの業界も今年度は、賃上げは難しい状況にあると訴え、第 2 回金額提示として、時間額 806 円、引上げ額 0 円、引上げ率 0.00%を提示した。			
3 第 4 回専門部会を開催することを決定し、各側には公的な最低賃金を決定するというについて改めて認識いただいて、各側結審に向けての再考を促した。			
以上			